

# きそほうじん

発行所：(一社)木曽法人会 ☎ 0264 (22) 4243 編集：広報委員会

平成30年11月発行

No. **88**  
2018 / NOV.

- 目次**
- ② 木曽税務署長 着任のごあいさつ
  - ③ 視察研修旅行
  - ④～⑤ 税務署からのお知らせ
  - ⑥ 会員企業のご紹介
  - ⑦ 働き方改革のお知らせ
  - ⑧～⑨ 税務署Q & Aコーナー
  - ⑩ 青年部合同例会・木祖村支部女性部活動
  - ⑪ 法人会入会のお知らせ
  - ⑫ 事務局日誌・支部対抗ゴルフ大会



## —— 第35回開田高原そば祭り ——

5年ぶりに復活した蕎麦食い競争

県内外から抽選で選ばれた、カップル・夫婦部門5組での競争風景。

他にも、子供部門・男性部門・女性部門の競争も行われました。

(開田高原観光案内所)



## 着任のごあいさつ

木曾税務署長 大久保 貴之



一般社団法人木曾法人会の会員の皆様方には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

皆様方には、日頃より税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の人事異動で、木曾税務署長を拝命し、東京国税局課税第二部酒類業調整官から転任して参りました大久保でございます。長野県内の勤務は初めてですが、山々に囲まれた木曾の中心を流れる木曾川に出身地の北海道を思い出し、また、この豊かな自然と歴史ある木曾の地に勤務できますことを大変うれしく思っております。前任の中原同様よろしくお願い申し上げます。

貴会は、昭和63年の創立以来、地域に密着した会活動をはじめ、各種説明会など活発な事業を展開され、今年30周年を迎えられたと伺っております。この間、「会員企業の健全な経営」、「正しい納税意識の高揚」、「地域社会貢献活動」という貴会の基本方針に基づき、正しい税知識の普及や納税道義の高揚を図るため、各種研修会の開催や税務コンプライアンスの向上にむけた「自主点検チェックシート」の活用推進などの活動を活発に展開され、会員企業や地域社会の発展にも多大な貢献をされてこられました。

また、青年部においては、小学生への「租税教育用下敷」の贈呈や郡内中学生に対する「税金クイズ」の実施、女性部においては、「税の絵はがきコンクール」の実施など、租税教育の充実にも積極的に取り組んでいただいております。

これは、ひとえに大沢会長をはじめ、貴会の各役員並びに各会員の皆様方一人ひとりが熱意を持って会活動に取り組まれた賜物であり、心から敬意を表する次第であります。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、社会経済のグローバル化、ICT・AI化で大きく変化しております。このような状況の下、我々税務職員は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」という国税庁の使命を果たしていく所存ですが、これは、私どもの力のみ

では成しえるものではなく、貴会の多大なご支援とご協力が不可欠と考えております。

そのような中、来年10月に消費税率の10%への引上げと軽減税率制度が実施されることとなっております。私どもといたしましては、納税者の皆様が軽減税率制度を含む改正の内容を十分に理解し、自ら適正な申告・納税ができるよう、制度の円滑な実施に向けた周知・広報、相談に着実に取り組んでまいります。

貴会におかれましては、会員の皆様がこの制度を十分にご理解いただけますよう、説明会の開催などにつきまして、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。

「e-Taxの普及・拡大」につきましては、平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、大法人が行う法人税・消費税等の申告はe-Tax（国税電子申告・納税システム）により提出しなければならないこととされました。私ども国税当局におきましても、納税者の皆様の利便性向上や行政運営の効率化を図るため、e-Taxをはじめとする税務行政のICT化の一層の進展に努めているところであります。

貴会の皆様方には、積極的なe-Taxの利用促進にご協力いただいているところですが、給与所得の源泉徴収票や利子等の支払調書手続きについてもご理解いただくとともに、なお一層のお力添えを賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

私どもは、与えられた使命を着実に果たすため、引き続き、納税者の皆様方の利便性の向上を図りつつ、社会経済の変化に的確かつ柔軟に対応した効率的な税務行政に努めてまいります。

貴会の皆様方とは、今後とも意思の疎通を図り、長年築いてまいりました信頼・協調関係を更に深めて参る所存でございますので、税務行政の良き理解者として更なるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、木曾法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

## 北 陸 五箇山～井波～金沢の旅

### — 匠と歴史と食鮮をたずねて —

木曾法人会では会員の皆さんの親睦を兼ねて、隔年で1泊2日の研修旅行を実施しています。今年は、9月12日～13日に23名の参加者で北陸 金沢方面へ行ってきました。

富山県の世界遺産 菅沼合掌集落は、現在9棟の合掌造り家屋があります。合掌造りという名称は茅葺屋根が「手と手を合わせて合掌、している形からだそうです。江戸時代～明治・大正に建てられた家屋には、今も人々が生活しており、合掌造りを守る為に補修や茅葺の葺き替えが、集落の人々総出で30年～40年に一度行われているそうです。伝統的な建物、素朴でのどかな風景に心が癒されました。



菅沼合掌集落の家屋

井波別院瑞泉寺は、2018年5月に、日本遺産「木彫刻のまち 井波」に決定、北陸の浄土真宗信仰の中心として多くの信者を集め、又、越中の一方向一揆の重要拠点ともなった寺院だそうです。大門をくぐったその先には、広々とした境内が、本堂から太子堂へ行くと見事な欄間や組み物など木彫りがほどこされており感心しきりでした。太子堂では、お寺の僧侶の方から瑞泉寺にまつわるお話を伺いました。

翌日は、千里浜なぎさドライブウェイへ波打ち際ぎりぎりの所をバスが走り、気分爽快でした。長町武家屋敷跡を散策し、いよいよ「金沢市民の台所」といわれる近江町市場へと向かいました。市場では自由行動です。昼食を先にすませてからお土産を買う人、お目当てのお土産を先に買い、それから昼食をとる人と、それぞれでした。市場内は、たくさんの人で賑わっていました。

行き帰りのバス車内での賑やかな宴会、また宿での楽しい宴会・カラオケで盛り上がり楽しい2日間でした。次回も研修旅行を通じて会員同士の交流・親睦が図られ、皆さんの会社の経営や生活に役立つような企画をしてみたいと思います。次回も、より多くの会員の皆様のご参加をお願いします。（事務局 旅行幹事記）



井波別院瑞泉寺の本堂前にて



千里浜なぎさドライブウェイにて

# 法定調書の 作成・提出は、

# e-Tax<sup>イータックス</sup> で!!



※ 平成 31 年以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

## ① eLTAX による提出

給与の支払をする事業者の方は、給与支払報告書を市区町村に、給与所得の源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出する必要があります。eLTAX（地方税ポータルシステム）をご利用いただくと、市区町村に提出する給与支払報告書の電子申告用のデータを作成する際に税務署に提出が必要な給与所得の源泉徴収票の e-Tax 用のデータも同時に作成することができます。

同時に作成したデータは、eLTAX に一括して送信することで給与支払報告書は市区町村に、給与所得の源泉徴収票については e-Tax で事業者の方の所轄税務署にそれぞれ提出されます。

（注）ご利用に当たっては、e-Tax の利用者識別番号の取得や電子証明書の登録などの事前準備が必要です。

## ② e-Tax による提出

税務署に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して提出ができます。

詳しくは、e-Tax ホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）をご覧ください。

なお、e-Tax の利用に当たっては、Web 上での入力により帳票の作成や提出ができる e-Tax ソフト（WEB 版）も提供しています。e-Tax ソフト（WEB 版）については裏面をご覧ください。

## ③ 光ディスク等による提出

大量の法定調書を提出する場合には、1 枚の光ディスク等（CD・DVD など）で提出することができます。

なお、e-Tax 又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です（e-Tax 又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられている方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への申請は必要ありません。）。

また、光ディスク等には、所定の規格でデータを格納する必要があります。データの格納に当たっては、セキュリティの確保の観点から、データの暗号化（自己復号型）を行った上で提出することをお勧めいたします。

## e-Tax 又は光ディスク等による法定調書の提出義務化について

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が 1,000 枚以上である法定調書については、平成 26 年 1 月 1 日以降、e-Tax 又は光ディスク等（CD・DVD など）による提出が義務化されています。

（注）平成 33 年（2021 年）1 月 1 日以降に提出すべき法定調書については、提出義務の判定基準が「100 枚以上」（現行：1,000 枚以上）に引き下げられますのでご注意ください。



国税局・税務署

## 木曽税務署からのお知らせ



国税に関するご相談は、まず  
「電話」にてお問い合わせください。

(税務署でのご相談も電話による「事前予約」をお願いします。)

電話

木曽税務署 (代表電話)

0264-22-2024

自動音声でご案内しております



「1」の番号を選択

・「2」は税務署にご用の方が選択  
・「3」は消費税の軽減税率に関するご質問やご相談の方が選択

相談される税金の種類を選択

[1] 所得税 [2] 源泉所得税・支払調書 [3] 譲渡所得・相続税・贈与税  
[4] 法人税 [5] 消費税・印紙税 [6] そのほかのご相談

HP

よくある質問は、国税庁ホームページの

「タックスアンサー」に掲載されています



タックスアンサー

検索

◎ 携帯電話からもご利用いただけます



### 【譲渡所得・相続税・贈与税に関する個別照会について】

木曽税務署には、資産担当職員は配置されておられません。

譲渡所得・相続税・贈与税に関する個別照会については、事前予約（上記の代表電話から「2」の番号を選択）を受け付けた上で、相談日を設け、木曽税務署において伊那税務署の資産担当職員が対応します。

**木曾町支部 有限会社 芳香堂**

代表取締役 竹谷 淳

店舗名：御菓子司 芳香堂  
長野県木曾郡木曾町福島 5352-1  
営業日：8：00～19：00 水曜定休  
TEL 0264-22-2134  
FAX 0264-23-3723  
mail：info@hoko-wagashi.co.jp  
社長の一言

趣味の釣り、スキー、ゴルフがしたくて25年前木曾に来ましたがやらなくなってしまいま



雪灯りの散歩路にて

した。

元来モノ造りが好きで、今では竹細工や、クッキーの抜型、押し型を作ったり、イベントで作品を造ったりしています。“何を造るか”その方法、工程を考えるのが楽しくてたまたま、従業員も巻き込んで造ることも度々です。何処かで皆様の目に触れることがあるかもしれませんね。



**会 員 企 業 の ご 紹 介**

**木曾町支部 株式会社 くるまや本店**

代表取締役 下條 一治

長野県木曾郡木曾町福島 5367-2  
TEL 0264-22-2200  
FAX 0264-23-3387  
ホームページ：<http://www.soba-kurumaya.com/>

明治時代の家屋で長年そば屋として営業してきましたが、店舗の老朽化が激しく、営業を継続することが困難だったため本当に多くのみな

さまに助けていただき、平成30年5月に店舗をリニューアルオープンしました。店舗面積は狭くなりましたが、その分、目の行き届く営業が出来るようになったと思います。店舗と同じく心機一転がんばります!!



Before



After

相談窓口のご案内

<p>働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。</p> <p><b>労働基準監督署</b> 労働時間相談・支援コーナー ▶検索ワード：労働基準監督署 <a href="http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoujishou/shozaiannai/roudoutkyoku/">http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoujishou/shozaiannai/roudoutkyoku/</a></p> <p><b>都道府県労働局</b> パートタイム労働者、有期雇用労働者関係、均等部(室) 【派遣労働者関係】 高給調整事業部(課・室) ▶検索ワード：都道府県労働局 <a href="http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoujishou/shozaiannai/roudoutkyoku/">http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoujishou/shozaiannai/roudoutkyoku/</a></p>	<p>時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。</p> <p>正雇用労働者と非正雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。</p>
<p><b>働き方改革推進支援センター</b> ▶検索ワード：働き方改革推進支援センター <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html</a></p> <p><b>産業保健総合支援センター</b> ▶検索ワード：産業保健総合支援センター <a href="https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/taibi/112/Default.aspx">https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/taibi/112/Default.aspx</a></p>	<p>働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。</p> <p>医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。</p>
<p><b>よろず支援拠点</b> ▶検索ワード：よろず支援拠点 <a href="https://yorozu.smrj.go.jp/">https://yorozu.smrj.go.jp/</a></p>	<p>生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。</p>
<p><b>商工会</b> <b>商工会議所</b> <b>中小企業団体中央会</b></p>	<p>経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ <a href="http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754">http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754</a></p> <p>▶検索ワード：全国の商工会議所一覧 <a href="https://www5.cih.or.jp/cellist">https://www5.cih.or.jp/cellist</a></p> <p>▶検索ワード：都道府県中央会 <a href="https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm">https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm</a></p>
<p><b>ハローワーク</b></p>	<p>求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接などを実施しています。 ▶検索ワード：ハローワーク <a href="http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoujishou/shozaiannai/roudoutkyoku/">http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoujishou/shozaiannai/roudoutkyoku/</a></p>
<p><b>医療勤務環境改善支援センター</b></p>	<p>医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶検索ワード：いきサバ <a href="https://iryou-kinmukanikyoku.mhlw.go.jp/information/">https://iryou-kinmukanikyoku.mhlw.go.jp/information/</a></p>
<p>その他の相談窓口</p>	<p>その他の相談窓口</p>

法律について

課題解決の支援

その他

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から  
働き方改革関連法が順次施行されます

**Point 1**  
施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～  
**時間外労働の上限規制が導入されます!**  
時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

**Point 2**  
施行：2019年4月1日～  
**年次有給休暇の確実な取得が必要です!**  
使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

**Point 3**  
施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～  
**正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止されます!**  
同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ  
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



## 税金Q&Aコーナー

今回の「税金Q&Aコーナー」第28弾は、2019年10月1日からの消費税の軽減税率制度の実施に伴うシステム修正費用の取扱いについて説明します。

**Q** 消費税法改正により、2019年10月1日から消費税及び地方消費税が8%から10%へ引き上げられ、この税率引き上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されると聞いています。

当社は軽減税率対象品目を販売しているため、自社の固定資産であるPOSのレジシステムや商品の受発注システム、経理システムのプログラムの修正を行う必要があります、当該修正を外部に委託することとしました。

この修正は、消費税法改正による軽減税率制度の実施に伴い、事業遂行上、消費税の複数税率に対応した商品の管理や納税額の計算をしなければならなくなったために、必要な修正を行うものであり、新たな機能の追加、機能の向上等には該当しないことから、修正に要する費用は修繕費(損金算入)として取り扱うこととして差し支えないでしょうか。

**A** 各システムのプログラム修正が、消費税法改正による軽減税率制度の実施に対してなされているものに限定されていることについて、作業指図書等で明確にされている場合には、ご質問のとおりに取り扱って差し支えありません。

**解説** プログラムの修正が、ソフトウェアの機能の追加、機能の向上等に該当する場合には、その修正に要する費用は資本的支出として取り扱われることとなりますが、ご質問の各システムのプログラムの修正は、消費税法改正による軽減税率制度の実施に対して、現在使用しているソフトウェアの効用を維持するために行われるものであり、新たな機能の追加、機能の向上等には該当しないとのことですので、修繕費に該当します。

ただし、プログラムの修正の中に、新たな機能の追加、機能の向上等に該当する部分が含まれている場合には、この部分に関しては資本的支出として取り扱うこととなりますのでご注意ください。

中小企業・小規模事業者の方々に、消費税軽減税率制度への対応を円滑に進めていただくため、「軽減税率対策補助金」があります。

これは、中小企業庁で複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などに要する経費の一部を補助する制度です。

詳細は次ページの、「[軽減税率対策補助金](#)」をご覧ください。



## 軽減税率対策補助金

軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際<sup>(注)</sup>に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。

(注) リースによる導入も補助対象となります。

軽減税率制度に対応するためのレジや受発注システムの改修費用は、一般的に修繕費として処理できます。



### ○ 軽減税率対策補助金の2つの申請類型

#### A型（複数税率対応レジの導入等支援）のポイント

レジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売している事業者が、複数税率に対応するためのレジの新規導入や、既存のレジの改修を支援します。

補助率	① 導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合：3/4 ② 導入費用が3万円以上の場合：2/3 ③ タブレット等の汎用機器：1/2
補助額上限	レジ1台当たり20万円。さらに、新たに商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台当たり20万円を加算。複数台を導入する場合は、1事業者当たり200万円を上限。
補助対象	レジ本体、レジ付属機器、機器設置に要する経費、商品マスタの設定費用
申請手続	基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。また、申請者自身による申請に加え、一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。
申請期限	平成31年12月16日までに交付申請書を提出 ※ 平成31年9月30日までにレジの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象となります。

#### B型（電子的受発注システムの改修支援等）のポイント

電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用して軽減税率対象商品を取引している事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替えを支援します。

補助率	2/3
補助額上限	① 小売事業者等の発注システムの場合：1,000万円 ② 卸売事業者等の受注システムの場合：150万円 ③ 発注システム・受注システム両方の場合：1,000万円
補助対象	電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修、現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへの入替え、電子的受発注システムに必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受発注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替え ※ 受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージソフトやサービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、購入費用の1/2相当額が支援対象となります。
申請サポート等	専門知識を必要とする改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダーなどが、原則「代理申請」を行います。
申請期限	① システム改修等の場合：平成31年6月28日までに交付申請書を提出。交付決定を受けた後、平成31年9月30日までに受発注システムの改修・入替えと支払を完了。平成31年12月16日までに事業完了報告書を提出。 ② パッケージ製品・サービスを自ら購入した場合：平成31年12月16日までに交付申請書を提出（平成31年9月30日までに受発注システムの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象となります。）

#### 軽減税率対策補助金等に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金等の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合わせください。

URL <http://kzt-hojo.jp>

専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

## 県連「青年部合同例会」に参加して

木曾法人会 青年部部长 青木 孝尚

昨年木曾で行われた青年部合同例会が、今年10月26日に、県連青年部長のお膝元中野市の「アップルシティなかの」で開催され、当青年部からは4名で参加してきました。

例会では、真言宗豊山派浄光寺副住職の林映寿（はやし えいじゅ）氏をお招きし、ご講演をいただきました。

林副住職は、仏教離れする現代において、必要とされる寺院を目指し、筆遊び教室やグランピング体験などを企画し、多くの人を引き付ける活動をしています。

また、スラックラインを導入し、地域や行政を巻き込み、3年連続全国大会を開催し、

2017年には、アジアで初となるワールドカップを小布施町で開催し、何と3万人が訪れたそうです。

浄光寺に通う地元の子供達の中からは、2016年の世界大会でチャンピオンに輝いた高校生が、講演前に見事な演技を披露してくれました。

林副住職曰く、不可能と思われることもやってみなければわからないということをお話しになり我々経営者にとっても元気をいただけた講演会となりました。

明けて27日は、恒例のゴルフ大会が開催され、木曾は3位と健闘しました。

心配された天気も、小雨は少しあったものの、大きな崩れはなく、太陽も顔を覗かせる天気となり、それぞれ懇親を深めることができました。次回は飯田での開催と言うことでしたので今後とも皆さんのご理解をいただき、青年部活動へのご協力をよろしくお願い致します。



木祖村支部  
女性部

## 心が癒される苔玉をインテリアに

木祖村支部女性部苔玉作り講習会が、10月25日に木祖村木工文化センターで開催されました。

話題になっている苔玉は、苔で植物を覆うことで緑の量が多くなり癒しのインテリアになり、長く飾っておくことも出来ます。

今回は2種類を作るということで、講師の木祖村在住の上村けい子先生が用意して下さった材料（土・水苔、苔、植物）を形にしてい

ます。はじめに先生が作りながら説明をしてくださいま



した。先生は、「ここが、難しいんだよね」とおっしゃりながら、最後は「簡単でしょ」とも言われて、どういうことなのかと思っていました。土を練り丸めて平らにし、植物、水苔、苔を巻き最後に周りに紐を全体に巻き、形を整えて出来上がりですが、簡単なようで、作っていくと、先生のおっしゃっていた難しさがわかりました。皆さん苔を巻くところが難しかったようでした。

今年も、木祖村の文化祭に出来上がった作品を出展しました。出展後は、素敵なインテリアになると思います。 事務局 記



# 法人会に入りませんか？

法人会は、税に関する活動で  
企業や社会に貢献します！

ご入会を  
お待ちしております！



## 法人会とは？

70年を超える歴史をもつ、約80万社が加入する経営者の団体です。税のオピニオンリーダーとして、税の活動を中心に企業の発展を支援しています。「税の知識が身につく」「人脈が広がる」「地域社会に貢献できる」などのメリットがあります。

## 税の提言活動

公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。法人会の提言活動は、法人税率の引き下げなど、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

## 税の啓発活動

女性部会が主体となり、小学生を対象に税をテーマにした絵はがきコンクール等を実施し、税の普及・啓発活動に取り組んでいます。また、企業の税務コンプライアンス向上のため、の取り組みとして、法人会自主重点検査チェックシートの活用を推奨しています。

## 税と経営の研修

税務署の講師や税理士による税務研修会、決算法人説明会、年末調整説明会など様々な研修会を開催しています。その他、各種セミナーや会員交流会などで、あらゆる業種の経営者と知り合うことができ、新しい仕事のつながりができる絶好のチャンスとなります。

## 租税教育活動

次代を担う児童・生徒の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくため、租税教育用テキスト等の刊行や、法人会役員・青年部会員が「租税教室」を実施するなど、多様な租税教育活動を展開しています。



法人会



法人会 検索

詳しくはWEBをご覧ください。  
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

# 税を味方に、 強い経営を。



企業を支える80万社の経営者ネットワーク

法人会

詳しくはWEBへ 法人会

## 7月

- 12日 拡大厚生委員会 (つたや本店)
- 25日 県連女性部会連絡協議会 (松本市)

## 8月

- 2日 県連厚生委員会 (松本市)
- 20日 第2回理事会 (駅前つたや)
- 22日 局連法人会長総会・研修会  
(さいたま市)
- 27日 税務関係団体連絡協議会  
(木曽税務署)
- 県連組織委員会 (諏訪市)
- 29日 中南信大型保障制度推進連絡協議会  
(松本市)

## 10月

- 2日 AIG 損保・福利厚生制度推進会議  
(長野市)
- 12日 組織委員会 (法人会事務所)
- 17日 支部対抗会員親睦ゴルフ大会  
(木曽駒高原宇山C・C)
- 24日 木祖村支部女性部苔玉作り講習会  
(木祖村商工会館)
- 26日 県連青年部合同例会 (中野市)
- 27日 県連青年部合同例会ゴルフコンペ  
(斑尾高原カントリー倶楽部)

# 事務局日誌

## 9月

- 5日 青年部正副部長会 (法人会事務所)
- 6日 女性部正副部長会 (木曽建設会館)
- 7日 情報セキュリティ対策セミナー (木曽建設会館)



- 7日 局連青年部会合同セミナー (宇都宮市)
- 10日 木祖村支部サニーヒルボランティア事業



- 12~13日 法人会視察研修旅行 (北陸 金沢方面)
- 14日 法人税・消費税決算説明会 (木曽町文化交流センター)



- 18日 県連事務局長会議
- 19日 税の作文・ポスター選考会 (木曽税務署)
- 21日 租税教育担当者研修会 (木曽合庁)
- 25日 支部事務局担当職員連絡会議 (木曽町文化交流センター)

## 支部対抗親睦ゴルフ大会開催

### — 南木曽町支部チーム優勝 —

支部対抗ゴルフ大会が10月17日木曽駒高原宇山C・Cで開催されました。当日は、天気もよく御嶽山がきれいに見えるゴルフ日和となりました。上位3位までの成績で競う支部対抗に5支部と保険会社の6チーム、20名が参加され、熱戦が繰り広げられました。

#### 【支部対抗順位】

- 優勝 南木曽支部
- 準優勝 上松町支部
- 第3位 木曽町支部

#### 【個人戦順位】

- 優勝 榎秋 浩二さん  
(木曽建設産業(株))
- 準優勝 酒井 高男さん  
(有)ヤマイチ小椋ロクロ工芸所
- 第3位 小椋 一男さん  
(有)ヤマイチ小椋ロクロ工芸所
- ベストグロス  
小瀬木日出男さん  
(有)小瀬木木工所  
(IN 37・OUT 48 GROSS 85)

